

## 相模原市障害者自立支援協議会設置要綱

## (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として、相模原市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について、協議を行う。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (3) 社会資源の情報の収集・提供体制に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

## (構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員25人以内で構成する。

- (1) 障害者等関係団体
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害者等及びその家族
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 教育関係機関の職員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験者
- (8) その他の関係者

## (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会に、専門の事項を協議等するため、部会等を設置することができる。

2 部会等に関し、必要な事項は、別に定める。

(個人情報)

第8条 協議会において知り得た個人情報については、その取扱いを十分留意しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障害政策課において処理する。ただし、社会福祉法人等に委託して実施することができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

2 この要綱の施行の後、最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。